

会費規程

本協議会は、規約第6条の規定に基づき、会員の会費規程を次のとおり定める。

(会員)

第1条 会員の会費は、次のとおりとする。

- 一 団体会員の年会費 50,000円
 - 二 個人会員の年会費 5,000円
- 2 ただし、特別の事情のある場合は、理事会の議決を経てこれによらないことができる。

(特別会員)

第2条 特別会員の会費は、徴収しない。

(納入)

第3条 会費の納入は、年1回とし、会員は会長が送付する請求書に従い、指定された期限までに納入しなければならない。

- 2 ただし、新規会員は、入会時又は理事会が別に定める日までに納入するものとする。

(不返還)

第4条 規約第8条の規定に基づき、会員が既に納入した会費その他の拠出金品は、理由の如何を問わずこれを返還しない。

附 則

1. 本規程の改廃は、理事会の議決による。
2. 本規程は、平成3年5月14日から施行する。

附 則 (平成15年10月16日)

1. 本規定の一部改正は、平成15年10月16日より施行する。